

まちづくりポイント制度 デジタル化について

2026/1/13

第三回市民協働推進委員会

1. 目指すべき姿(ビジョン)

「多くの市民がポイント制度を活用することで、地域活動の活性化を促し、市民と共に育む持続可能なまちづくりを目指します。」

利便性の向上

- ・ スマホのみで制度利用が可能となるため、窓口訪問の手間がなくなり利便性が飛躍的に向上する。

参加世代の拡大

- ・ スマホ非保持者へのフォロー体制を維持することで、デジタルデバイスによる格差を解消する。また、デジタルネイティブ世代の利用を促進し、幅広い世代が地域活動に参加できる環境を整備する。

業務効率化と データ分析

- ・ デジタル化による定型業務の自動化・簡素化を徹底し、行政の業務効率を大幅に向上させる。さらに、利用データを分析することで、市民ニーズに基づいた戦略的なサービス改善に繋げる。

2.新制度の概要

目指すべき姿を実現するため、現行制度を廃止し、新たな制度として仕組みを組み立て直す。

1)制度名称の変更:デジタル化ポイント制度の誕生

現行の「まちづくりポイントポイント制度」は廃止し、デジタル化に合わせて新名称「Myりゅうポイント倶楽部」として再出発する。

2)変更理由:抜本的な仕組み見直し

一部の要件や仕組みが現在の状況に適合しなくなっているため、デジタル化を機に、現代の環境によりマッチした新しい制度として「新設」する。

3)制度概要:利便性向上による地域活動活性化

[ポイント獲得方法] シール方式を廃止し、二次元コード読み取りによる獲得を実現する。(デジタル化)

[対象活動] 従来通りとし、これまでの制度利用者もスムーズに新制度へ移行できる活動設計とする。

[ポイント設計] 1活動での獲得ポイントは50Pのままとし、有効期限を3年から無期限へ変更する。

3.新制度の運用方針

完全デジタル化ではなく、スマホ非保持者でも利用できる制度運用とすることで「誰もが取り残されない包摂的な制度」を実現する。

1)基本方針:デジタル化+デジタルデバイドフォロー

- ・ 完全デジタル化は見送り、段階的な導入
 - ・ 制度開始当初から完全なデジタル化を目指すのではなく、運用は「デジタル化」と「デジタルデバイドフォロー」の両輪で進める。

2)目的:デジタルデバイドの解消

- ・ スマートフォンを持たない市民に対しても適切なフォローアップを行い、誰一人取り残さないサービス提供体制を構築することを最優先とすることで、制度の円滑な普及と公平性を確保する。

3)手段:アナログ手続きの継続

- ・ ポイント手帳へのスタンプ付与
 - ・ ポイントシールは廃止するが、窓口にて現行ポイント手帳にスタンプを押印する。
- ・ QUOカードの交換可能
 - ・ 従来通り窓口で申請の受付を行い、後日、窓口へ受取に来てもらう。

4. 制度内容の変更点

(1) 事前登録からポイント交換まで

	①事前登録	②市民活動	③貯める	④交換
	対象(団体・個人)	対象活動	付与方法(付与ポイント)	(1)有効期限(2)交換期間 (3)交換方法
現行制度	団体 個人	市が関わる活動 (わがまちクリーン大作戦(小・中学生分)、 シルバーリハビリ体操の指導、傾聴ボラ ンティアなど) 市民団体(住民自治組織・中核的な地域 コミュニティ・NPO法人・ボランティア団 体)が主催する活動	団体から参加者へ シール配布(50P)	(1)翌々年度3月末 (2)随時 (3)窓口にて申請、受取
	団体	住民自治組織・中核的な地域コ ミュニティ・公共施設里親団体・ NPO法人・ボランティア団体が主 催する環境美化・防災・防犯・ボラ ンティア活動	二次元コード掲示	-
個人 (スマホ有)	LINEで登録 ※移行期間に新規登録で 200ポイント獲得		二次元コード読み取り アプリ申請(わがまちクリー ン大作戦のみ可) ※(50P/上限2000P)	(1)無期限 (2)随時 (3)LINEで申請、受取
個人 (スマホ無)	不要 (スタンプ手帳に記名)		窓口でポイント手帳に職員 がスタンプ押印	(1)無期限 (2)随時 (3)窓口にて申請 →後日窓口で受取

※ 詳細はスライド[(2)ポイント設計について]参照

(2)ポイント設計

以下のルールを定める。

活動分野	環境美化	防災	防犯	その他
獲得上限回数	12回	12回	12回	12回
ポイント数	50P(1回)	50P(1回)	50P(1回)	50P(1回)
獲得上限ポイント	600P	600P	600P	600P

- 有効期限：無期限
- 年間獲得上限：2400P（12回×50P×4(活動分野)）
- 保有上限：2000P
- 初回LINE登録特典ポイント：200P(⇒登録を促すための特典)

(3) 制度利用フロー比較



活動団体のみ

5.スケジュール案

(1)移行概要

R8.3月から

R8.5月から

R8.7月から

周知

登録・移行開始

運用開始

- ①全員協議会
- ②団体向け説明会

- ①広報周知
- ②市民向け説明会 →
- ③利用者登録 →
- ④データ移行(※) →
- ⑤旧制度ポイント清算 →
- ⑥二次元コード申請受付 →

デジタルデバイドフォロー開始
LINE(二次元コード)運用開始

(2)実施スケジュール

ポイント制度デジタル化 取り組み事項・実施作業など	周知期間						運用開始			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
規約・要項整備	■	■								
全員協議会		■	■							
実証実験 (一斉清掃:城ノ内5丁目)			★一斉清掃							
広報・周知 (シルバー便/りゅうほー /HP/SNSなど)			★シルバー便	■	■	■	★りゅうほー6月			
登録団体向け説明会開催(附属棟) (3/25(水)、4/18(土))			★説明会	■	■	■				
市民向け説明会開催(各コミセン) (平日、土曜日で計26回)				★説明会	■	■	■	■	■	■
ポイント二次元コード申請受付 ※受付開始は5月/随時受付					■	■	■	■	■	■
データ移行					■	■	■	■	■	■

(1) 現行制度内容及び補助金交付実績

補助区分	スタートダッシュ支援(設立補助)	ジャンプアップ支援(事業補助)	
対象団体	設立2年未満で、団体構成員3人以上の市民団体	設立後2年以上で、団体構成員5人以上の市民団体	
対象事業	・地域課題・社会的課題等の解決につながる事業で、市内で実施し、主に市民を対象とする事業		
補助金額	10万円(上限額)	30万円(上限額)	
補助回数	1回限り	同一事業として2回	
補助率	9/10	【1回目】9/10 【2回目】8/10	
補助金額	令和5年度	200,000円(2団体)	873,000円(4団体)
	令和6年度	200,000円(2団体)	411,000円(2団体)
	令和7年度 (11/20時点)	99,000円(1団体) 予算額300,000円	1,164,000円(4団体) 予算額1,800,000円

◎現行制度の課題

- ・ 市民団体のニーズ(継続した支援など)と制度の乖離
- ・ 申請団体の固定化及び申請件数の伸び悩み
- ・ 自主財源の確保が難しい団体等への支援(公共施設里親制度を含む美化活動など)
- ・ 申請手続きの煩雑さ など

(2) 制度見直し【新制度】による補助金の額等

補助区分	① (仮称)市民活動継続補助	② (仮称)市民活動活性化補助
補助対象	市内に主たる活動拠点を有する団体に対し、その公益活動を安定的に継続させるための支援。ただし、法人は除く。	市内に主たる活動拠点を有し、団体活動の拡充や本市の地域活性化、まちのにぎわい創出などに取り組む団体を支援。
補助金額	5万円(上限額)	20万円(上限額)
補助率	補助対象経費の1/2	
補助回数	制限なし(毎年申請可)	同一団体の同一事業に対する補助、1回まで
審査方法	書類審査	書類審査・ヒアリングなど

※補助金申請額は、補助金対象経費の額とする。ただし、本補助金以外の収入額(国・県その他の団体からの補助金・助成金など)がある場合は、その収入額を補助対象経費から差し引いた額が補助金申請額となります。

※同一団体が補助区分①と②を同一年度に申請することはできません。対象経費は、現行制度を踏襲